

法規

1. 漁船に無線電話を設置しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
2. 専ら本邦の海岸から100海里以内の海面又は内水面において従業する総トン数20トン未満の漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から5年である。
3. 船舶局の発射する電波の質とは、その電波の周波数の偏差のみをいう。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、漁船の船舶局の空中線電力5ワットの無線電話で40メガヘルツ帯の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
5. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの技術操作を行うことができる。
6. 船舶局は、免許状に記載された目的の範囲を超えて遭難通信を行うことができる。
7. 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、他の無線局にその運用を妨げるような混信を与えてはならない。
8. 船舶局に備付けを要する時計は、防水型のものでなければならない。
9. 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
10. 漁船の船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、海岸局から使用周波数を変更するよう指示を受けても、至急漁況に関する通信を行わなければならないときは、その指示に従わないことができる。
11. 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合には、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
12. 27,524キロヘルツの周波数の電波は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に使用することができる。
13. 船舶局は、自局の付近にある遭難している船舶の遭難通報を受信した場合は、これに応答する前にその通報を最寄りの海岸局に送信しなければならない。
14. 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、次の事項を順次送信して行う。
「遭難」又は「メーデー」3回、「こちらは」1回、遭難船舶局の呼出名称3回
15. 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位で緊急通信を取り扱わなければならない。
16. 船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に関係のないものであっても、最後までその安全通信を受信しなければならない。
17. 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
18. 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、臨時にその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類の検査を行わせることができる。
19. 電波法に違反した無線従事者は、3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
20. 船舶局によっては、無線従事者選解任届の写しの備付けを省略することができる。